

入札時の注意点

必ずお読みください。

- 入札時に入札書ごとに、入札書とともに、暴力団員等に該当しない旨の「陳述書」を提出する必要があります。
- また、上記陳述書の「陳述」欄「☐自己の計算において・・・ありません。」の☐のチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。チェックを入れた場合には、陳述書の注意書8を参照の上、必ず別紙も添付してください。
- 上記陳述書（☐にチェックを入れた場合の別紙を含む。）は、入札時に提出がないと無効になります（追完不可）。また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

◆ 旭川地方裁判所における入札に関してご不明な点は、旭川地方裁判所執行官室にお問合せください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 8月14日

旭川地方裁判所民事部

裁判所書記官 村 山 光 男

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 9月 4日から 令和 8年 9月 11日まで
開札期日	日 時 令和 8年 9月 15日 午前 10時 00分 場 所 旭川地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 10月 5日 午前 9時 50分 場 所 旭川地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 9月 16日から 令和 8年 9月 24日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 8月 14日から当庁競売係書記官室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和 7 年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1～3	180,000 144,000	一括	36,000	40,561	9,907
1	80,000				
2	30,000				
3	70,000				
備考					



物 件 目 録

- 1 所 在 留萌市南町二丁目
地 番 32番
地 目 宅地
地 積 423.14平方メートル
- 2 所 在 留萌市南町二丁目
地 番 38番
地 目 原野
地 積 181平方メートル
(現況)
地 目 宅地
- 3 所 在 留萌市南町二丁目 38番地
家屋 番号 38番
種 類 作業所・物置
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 66.69平方メートル
2階 62.37平方メートル
(現況)
床 面 積 1階 約62.37平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年12月23日

旭川地方裁判所民事部

裁判所書記官 村 山 光 男

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

外建工業ことAが占有している。同人の賃借権は、対抗要件を有していない。

【物件番号3】

外建工業ことAが占有している。同人の賃借権は、抵当権に後れる。ただし、代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、競売係書記官室（記録閲覧スペース）では通常別ファイル

として備え付けられています。

(このほか、B I Tのお知らせメニューにも登載されています。)



物 件 目 録

- 1 所 在 留萌市南町二丁目
地 番 32番
地 目 宅地
地 積 423.14平方メートル
- 2 所 在 留萌市南町二丁目
地 番 38番
地 目 原野
地 積 181平方メートル
(現況)
地 目 宅地
- 3 所 在 留萌市南町二丁目 38番地
家屋 番号 38番
種 類 作業所・物置
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 66.69平方メートル
2階 62.37平方メートル
(現況)
床 面 積 1階 約62.37平方メートル



令和 7年(ヌ)第3003号

令和 7年11月20日受理

令和 7年12月16日提出

現況調査報告書

旭川地方裁判所

執行官 勝 瀬 康 弘

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 留萌市南町二丁目
地 番 32番
地 目 宅地
地 積 423.14平方メートル
- 2 所 在 留萌市南町二丁目
地 番 38番
地 目 原野 (現況) 宅地
地 積 181平方メートル
- 3 所 在 留萌市南町二丁目 38番地
家屋 番号 38番
種 類 作業所・物置
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 66.69平方メートル
(1階現況床面積約62.37平方メートル)
2階 62.37平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	(住居表示未実施)			
土地	物件1			
現況地目	☒ 宅地 (物件 1) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ 農地 (物件) ☐ 雑種地 (物件) ☐ 山林 (物件) ☐ ☐			
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ☒ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☒ 上記の者が資材置場として占有している ☐ ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日			
建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり			

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件2		
現況地目	☒ 宅地(物件2) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有して占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件3		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる(☒ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☒ 床面積: 1階 約62.37平方メートル		
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類: ☐ ある { 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 上記の者が本建物を作業所、物置として使用している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 ☐ ある { 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

その他の事項

-
- 1 本件各土地には、境界標（石）が確認できなかつたので、公図等を参考に、隣地との境界付近を基点にして実地において概測した結果、本件各土地は概ね公図のとおりと思われるが、正確には測量を要する。
 - 2 本件各土地は、略北東側で接面する市道及び北西側隣地より約0.3メートル乃至0.5メートル程度低く位置するが、その他の隣地とは概ね等高に接面し、本件各土地は概ね平坦地である。
物件1土地については資材置場として、物件2土地は本件建物の敷地として利用されている。
 - 3 物件2土地には、土地建物位置関係図のとおり、東日本電信電話株式会社が所有するNTT柱が存在し、次の内容による賃貸借契約が締結されている。

契約年月日 平成7年11月29日

契約期間 平成8年4月1日から平成23年3月31日まで（ただし契約期間終了後も契約者の異議がなく、業務遂行上又は技術的に困難でなければ3年毎に自動更新）

貸主 C

借主 東日本電信電話株式会社

設備 本柱1本

使用料 年間1,500円（3年分を一括で支払う。次回は令和8年4月頃に支払予定）

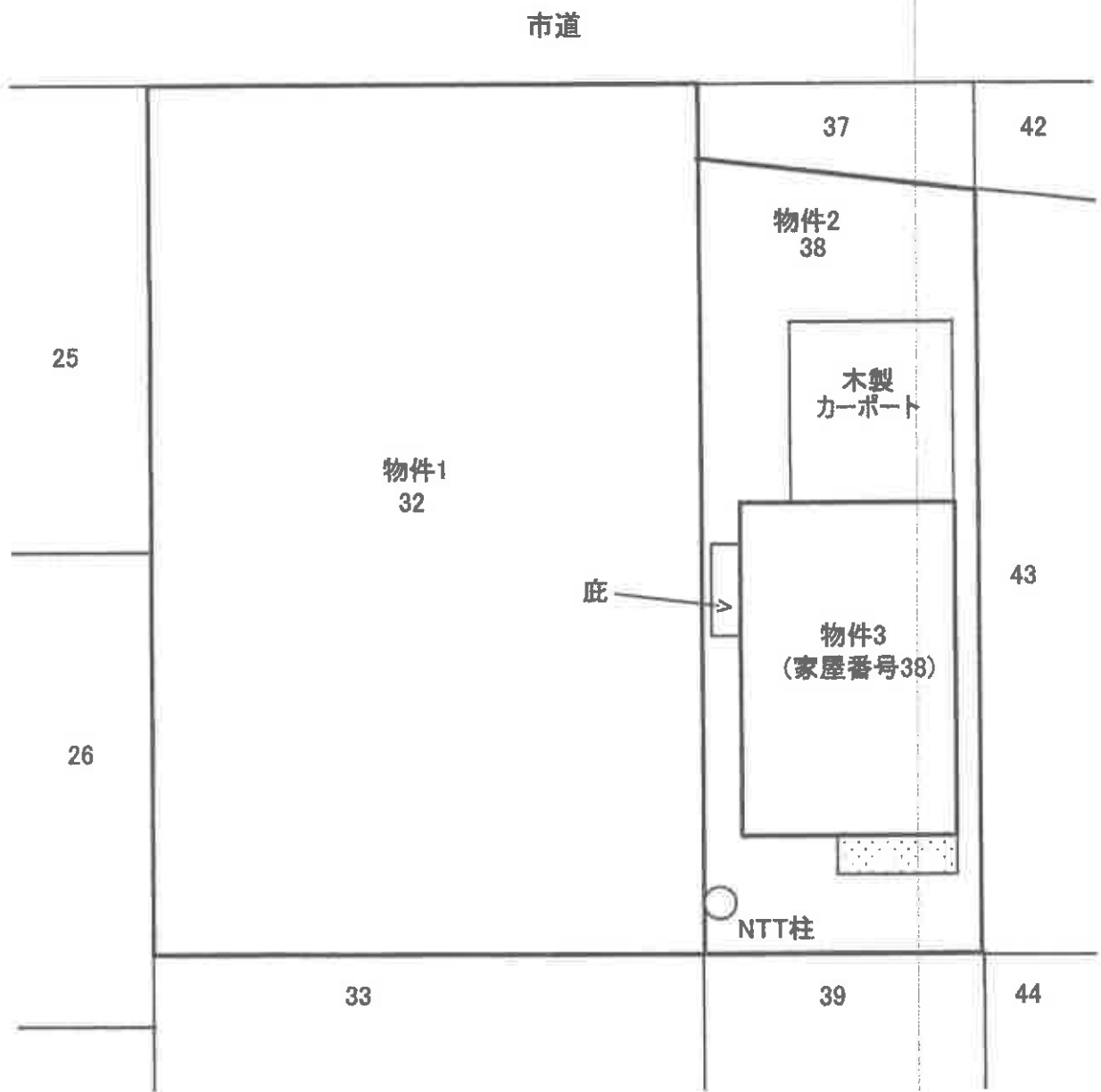
- 4 本件建物には、木製カーポート（約25.92平方メートル）及び庇（約2.43平方メートル）が取り付けられているが、いずれもその構造から本件建物の床面積には算入していない。
- 5 本件建物の略南側部分の一部（約4.32平方メートル）が取り壊されており、同部分については減築されたものとして取り扱った。
- 6 本件建物には、全体として経年相当の劣化は存在するものと思われる。
- 7 上記のほかは「関係人の陳述等」のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (所有者)	1 本件各土地の境界でトラブルになっていることはありません。 2 本件建物1階の略南側部分について、取り壊されて減築となっているようですが、いつ頃取り壊したかについては記憶にありません。 3 物件2土地上にあるNTT柱について、東日本電信電話株式会社と賃貸借契約を締結しているCは私の母親ですが、Cは平成9年頃死亡しています。 4 Cが死亡後、NTT柱の敷地利用に関して、東日本電信電話株式会社との間で契約の変更等をしたことはありません。
■ NTTの担当者	1 物件2土地上にあるNTT柱について、同土地の所有者（契約者）が死亡した場合、その旨の連絡をいただければ契約の変更についての書類を送付しますが、連絡がなければそのままの状態となります。

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年11月25日 (火) 11:15-11:20	留萌市役所	税務資料 (間取図) 交付申請、受領
7年11月25日 (火) 13:30-14:15	物件所在地	土地調査、写真撮影
7年11月25日 (火) 17:12-17:30	所有者の住所 (留萌市 大町2丁目)	所有者から事情聴取、賃貸借契約書写し交付依頼、受領
7年11月29日 (土) 11:00-11:30	物件所在地	立入調査、写真撮影、所有者立会
7年12月1日 (月) : - :	執行官室	NTTに対し、物件2土地上に存在する電柱の敷地利用 権についての照会書を発送 (郵便)
7年12月3日 (水) : - :	執行官室	上記照会に対する回答書受領 (郵便)
7年12月3日 (水) 15:50-16:00	執行官室	所有者から電柱の敷地利用権について聴取 (電話)
7年12月3日 (水) 16:10-16:20	執行官室	NTTの担当者から電柱の敷地利用権についての回答書 の内容について聴取 (電話)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建 物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日執行許可の提示をした。		

土地建物位置関係図(概略)

令和7年(ヌ)第3003号



 減築部分

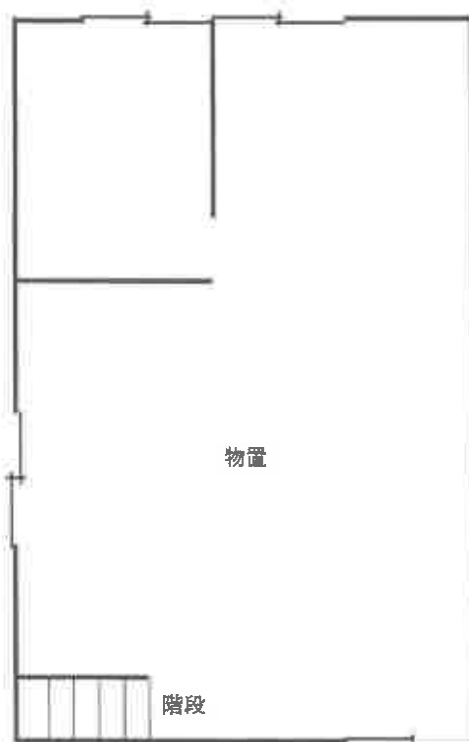
建物間取図(概略)

令和7年(ヌ)第3003号

1階



2階



1



本件建物の外観、本件各土地の形状、木製カーポート

2



本件建物の外観、本件各土地の形状、N T T 柱

3



1 階（作業所）の状況

4



1 階（作業所）の状況

5



2 階（物置）の状況

6



2 階（物置）の状況

事件の表示 令和7年(ヌ)第3003号

回答者（発信者） 評価人 松 浦 晃 久

取 扱 者 旭川地方裁判所民事部
裁判所書記官 村 山 光 男

回答又は受信日 令和8年3月19日午後1時07分

不動産の所在する場所の環境、その種類、経済状況、手続の経過その他諸般の事情に鑑み、令和7年12月15日付評価書記載の評価額から50%の減価が相当と考える。

不動産の現況，利用状況，手続の経過，評価人の意見，類似物件における裁判所の売却実績その他諸般の事情を総合的に考慮して売却基準価額を次のとおり変更する。

[illegible]

上記のすべての物件	¥490,000
-----------	----------

※ 減価すると10,000円未満となる物件は、減価しない。

事件の表示 令和7年(ヌ)第3003号

回答者（発信者）	評価人	松	浦	晃	久
取	扱	者	旭川地方裁判所民事部		
			裁判所書記官	村	山 光 男
回答又は受信日		令和8年6月25日午後3時11分			

不動産の所在する場所の環境、その種類、経済状況、手続の経過その他諸般の事情に鑑み、令和8年3月19日に見直した評価額から60%の減価が相当と考える。

不動産の現況，利用状況，手続の経過，評価人の意見，類似物件における裁判所の売却実績その他諸般の事情を総合的に考慮して売却基準価額を次のとおり変更する。

[illegible]

※ 減価すると10,000円未満となる物件は、減価しない。

令和 7 年 (又) 第 3003 号
令和 7 年 11 月 29 日 現 地 調 査
令和 7 年 12 月 15 日 評 価

旭川地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
松 浦 晃 久

第1 評価額

一 括 価 格	
金 980,000 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 420,000 円
物件2（土地）	金 180,000 円
物件2（建物）	金 380,000 円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	留萌市南町2丁目 32番 宅地 423.14㎡	同左
2	所 在 地 番 地 目 地 積	留萌市南町2丁目 38番 原野 181㎡	同左 宅地 同左
3	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	留萌市南町2丁目 38番地 38番 作業所・物置 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 66.69㎡ 2階 62.37㎡	同左 1階 約62.37㎡
番号	特 記 事 項		
1・2・3	1. 本件、土地は境界石等を確認することが出来なかったので、公図等を参考に、隣地との境界付近を基点にして実地において概則した結果、本件土地は概ね公図とおりに思われるが、正確には測量を要する。 2. 建物は賃料15,000円/月、敷金(預りの一時金)15,000円で賃借されている。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	JR留萌本線「石狩沼田」駅の北西方・道路距離約31.8km 最寄りバス停「南町2丁目」の東方・道路距離約290m (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	中規模一般住宅等が建ち並ぶ住宅地域 地勢は概ね平坦である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個 別的な規制を考慮 しない一般的な規則)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	非線引都市計画区域 準工業地域 60% 200%
画 地 条 件	間口約16.4m、奥行約25.8mのほぼ長方形地 地勢は略北東側市道及び北西側隣地より0.3～0.5m低く位置するが、その他とは概ね等高に接面し、本件各土地内では概ね平坦である。	
接 道 道 路 の 状 況	略北東側：認定幅員約13.0m 舗装 市道（第42条1項1号該当）	
主 地 の 利 用 状 況 等	物件1は資材置場として、物件2は物件3建物の敷地として利用されている。(別添「土地建物位置関係図」参照)	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 ： あり（略南東側南5号通りから個人の共同管により引込） ガ ス 配 管 ： なし 下 水 道 ： 引込可	
特 記 事 項	・ 受命物件の土地については、現地調査及び地歴調査の結果等からは土壌汚染の可能性の端緒は確認されなかった。よって本件では、ただちに価格に重大な影響を及ぼす状況ではないと判断し、価格形成要因から除外して評価を行う。ただし、評価人の調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要する。 ・ 地中の確認ができないため、埋設物等には注意を要する。 ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。 ・ 洪水ハザードマップ浸水予測：0.5～3m	

2 建物の概況及び利用状況等（物件3）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）： 昭和62年6月10日新築 経 過 年 数： 新築時から約38年 経済的残存耐用年数： 経済的耐用年数はほぼ満了している。
仕 様	構 造： 木造 屋 根： 亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁： モルタル 内 壁： 無し 天 井： 無し 床： コンクリート、合板等 設 備： 電気 そ の 他： 特に無し
床面積（現況）	第3 目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途： 作業所、物置 間 取 り： 概略は建物間取図を参照
品 等	下位
保守管理の状態	標準的
建物の利用状況	現況調査報告書を参照
特 記 事 項	・ 建築確認済証： 第15号 S62年5月21日 - 完了検査済証： 無し ・ 留萌市上下水道課によると、上水道は引き込みがあるとの事であるが、建物には給水設備は存在しなかった。 ・ 本件建物には木製カーポート（約25.92㎡）及び庇（約2.43㎡）が存するが、その構造から、同建物の床面積には算入していない。

第5 評価額算定の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格(円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	9,600	0.95	423.14	0.70	2,701,326
2	9,600	0.95	181	0.70	1,155,504

ア 標準画地価格：第6参考価格資料記載の公示地あるいは基準地等との規準あるいは比準価格〔類似地域所在の取引事例価格〕等を比較考量の上、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：形状-5

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件3）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) ア×イ×ウ=エ
3	140,000	124.74	5%	873,180
計				873,180

ウ 現価率： 耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、残価程度を5%と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格(円) ア×イ=ウ
1	2,701,326	0.25	675,332
2	1,155,504	0.25	288,876
計	—		964,208

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を25%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ、1(2)エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2㉑ウ)イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ=カ (万円未満切捨)
1	2,701,326	-675,332		0.30	0.70	—	420,000
2	1,155,504	-288,876		0.30	0.70	—	180,000
3	873,180	+964,208	—	0.30	0.70	—	380,000
一括価格(合計)							980,000

ウ 占有減価修正：修正を要しない。

エ 市場性修正：この種不動産の市場性等を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を十分考慮し、市場性が劣ると判断されるので所要の修正を行った。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価（敷金等）：ない。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（留萌-1）

所 在：留萌市潮静2丁目7番10
価 格：10,100円/㎡
位 置：「石狩沼田」駅 道路距離31kmに位置する
価 格 時 点：令和7年1月1日
地 積：330㎡
供給処理施設：水道・下水
接 面 街 路：南西側 8m 市道
用 途 指 定 等：第2種中高層住居専用地域（建ぺい率60%、容積率200%）
地 域 の 概 要：一般住宅が建ち並ぶ区画整理済の住宅地域

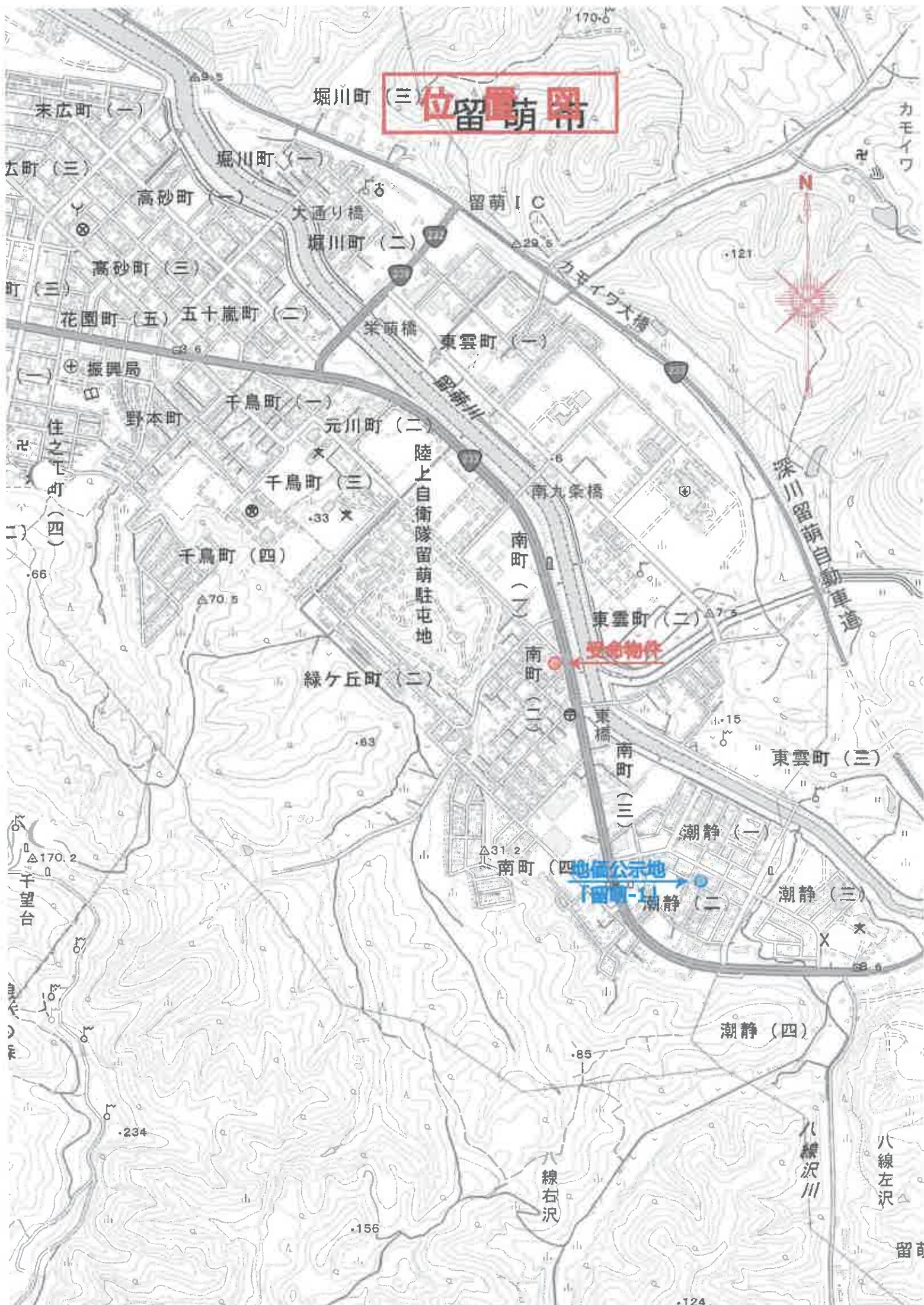
2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 2,832,076円
物件2 1,216,854円
物件3 509,264円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写し
- 3 地積測量図写し
- 4 建物図面・各階平面図写し
- 5 土地建物位置関係図(概略)
- 6 建物間取図(概略)



留萌市

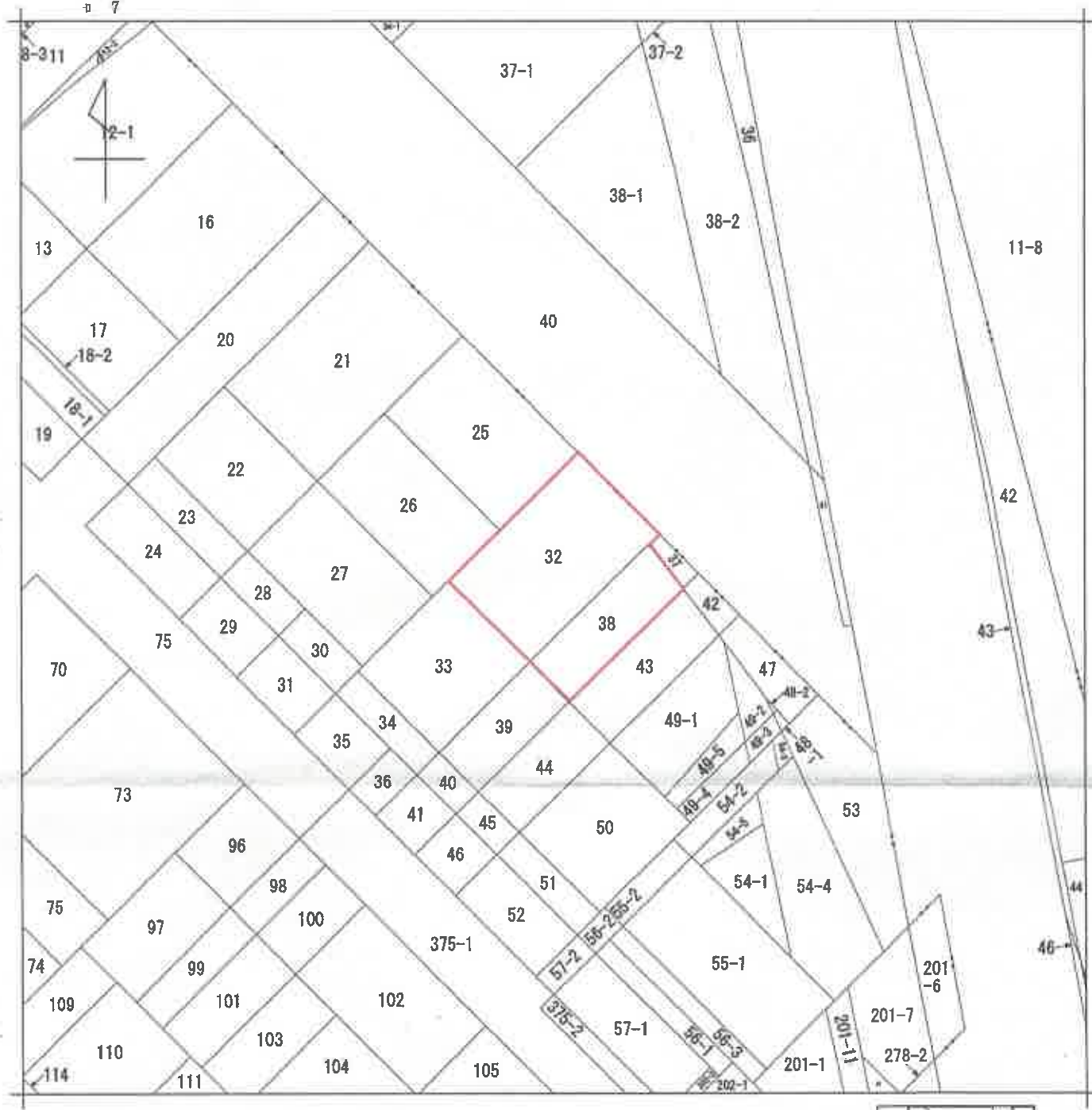


受命物件

地価公示地

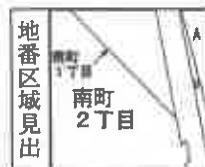
八線沢川
八線左沢

留萌



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

本図面は、A3版をA4版に縮小したものである。



A 大字留萌村
B 大字留萌原野
南町1丁目

請 求 部 分	所 在	留萌市南町二丁目				地 番	32番			
出 力 尺 寸	1/600	精 度 分		座 標 系 又 座 番 号 又 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	その他
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)			補 記 事 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(旭川地方法務局留萌支局管轄)

令和7年9月30日

東京法務局台東出張所

請求番号：2-1

(1/1)

登記官

登記年月日：昭和39年3月31日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(旭川地方方法務局留明支局管轄)

令和7年9月30日

東京法務局台東出張所

登記官

請求番号：2-2

108254 37.38

番

11004/61

土地の所在

留明市上中區留明市留明町一丁目

南町2丁目

地積測量

図

11015

11044 11013 11014

37 11012

留明市大正区留明市留明町一丁目
所有者 此の反割 留明市大正区留明市留明町一丁目
此の反割 留明市大正区留明市留明町一丁目
全道の44 留明市大正区留明市留明町一丁目
土地の44 留明市大正区留明市留明町一丁目
此の反割 留明市大正区留明市留明町一丁目
計算 留明市大正区留明市留明町一丁目

尺貫法による記載

本図面は、A3版をA4版に縮小したものである。

縮尺 1/100 39.3.31

登記年月日：昭和63年6月22日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(旭川地方法務局留萌支局管轄)

令和7年9月30日

東京法務局台東出張所

登記官

本図面は、A3版をA4版に縮小したものである。

107786

各階平面図

1 階



求積

1 階 29.0 × 45.0 = 6237.00
3.60 × 1.20 = 432.00
計 6669.00

66 m² 69

62 m² 37

2 階 29.0 × 65.0 = 6237.00

2 階



作製者

63. 8 月 2 日 (作製)

縮尺 1/250

申請人

(旭川土地家屋調査士会統一用紙)

82-9 No 008801

縮尺 1/500

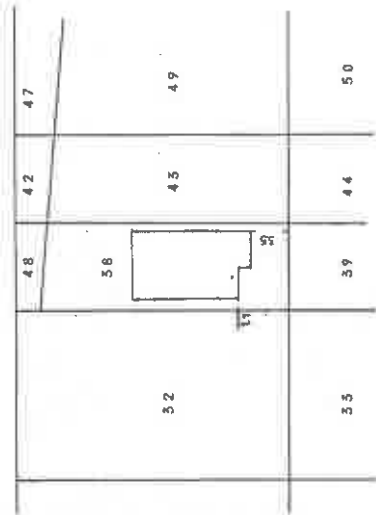
建物平面図

38番

留萌市南町2丁目38番地

建物の所在

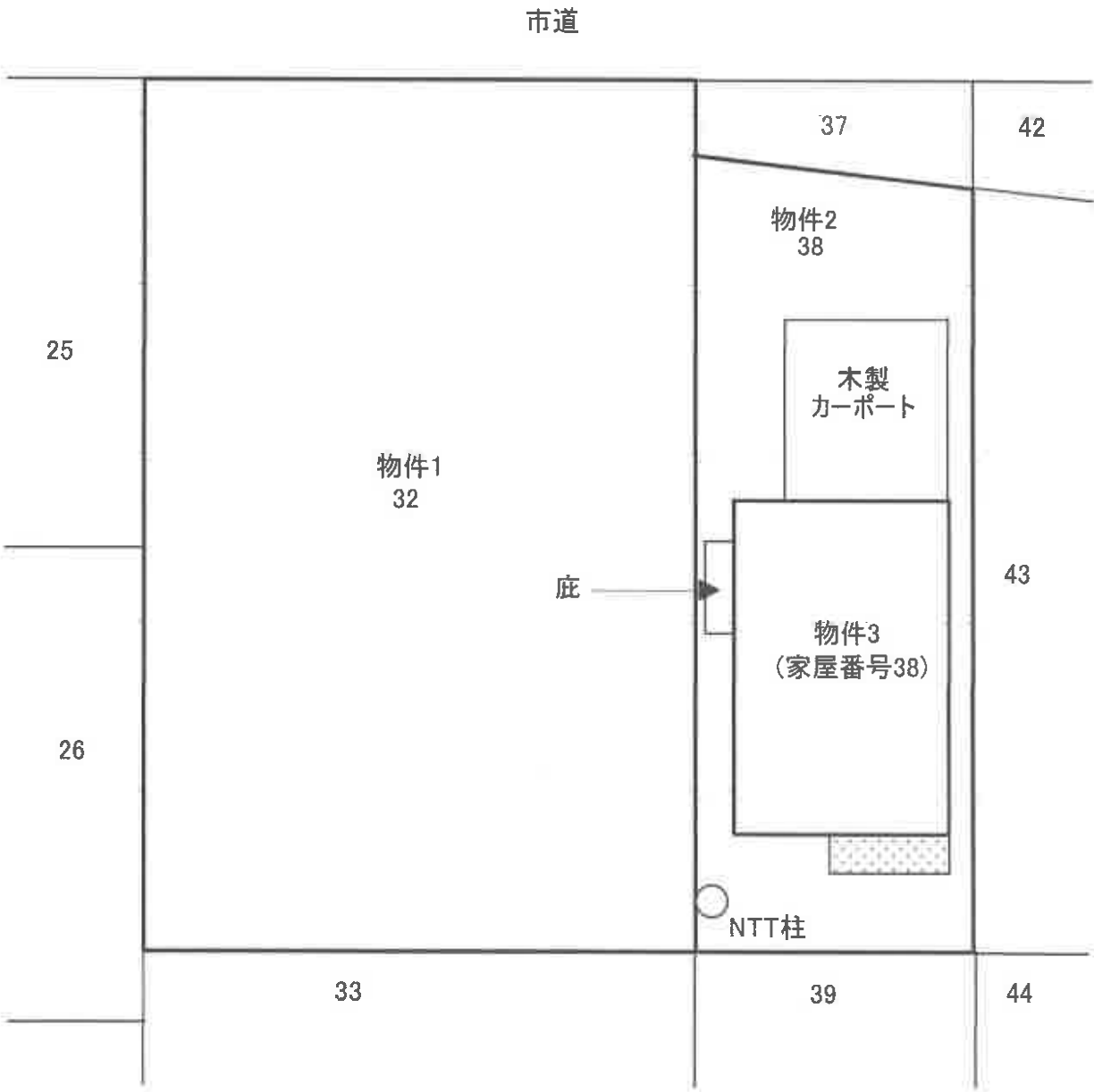
道路



昭和六十二年六月貳日

土地建物位置関係図(概略)

令和7年(又)第3003号

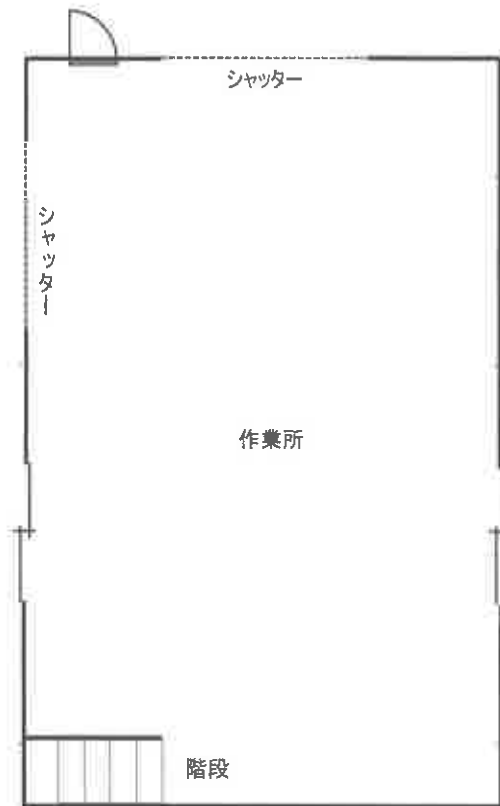


減築部分

建物間取図(概略)

令和7年(又)第3003号

1階



2階

